
大空町

耐震改修促進計画

令和4年3月



目 次

第1章 耐震改修促進の背景と目的	1
1-1. 計画の背景.....	1
1-2. 計画の目的.....	1
1-3. 計画の位置づけ	2
1-4. 対象区域・対象建築物.....	2
1-5. 計画期間.....	2
第2章 大空町の耐震化の背景	4
2-1. 大空町の概要	4
(1) 人口、世帯の動向.....	4
(2) 建築物・住宅の状況.....	6
2-2. 想定される地震と被害予測.....	7
(1) これまでの地震被害.....	7
(2) 北海道の地震被害想定の対象地震.....	8
(3) 大空町の地震被害想定の対象地震.....	9
(4) 大空町で想定される地震の震度分布.....	9
(5) 大空町の被害予測.....	11
第3章 大空町の耐震化の現状	14
3-1. 住宅の耐震化の現状.....	14
3-2. 多数の者が利用する建築物・特定建築物の耐震化の現状.....	15
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	15
(2) 特定建築物の耐震化の現状	16
3-3. 避難所指定建築物の耐震化の現状	18
3-4. 大空町が所有する公共建築物の耐震化の現状	19
(1) 大空町が所有する公共建築物	19
(2) 大空町が所有する多数利用建築物及び避難所指定建築物	20
第4章 耐震改修促進のための課題	21
4-1. 総合的な地震対策の推進.....	21
4-2. 住宅の耐震化の推進.....	21
4-3. 多数利用建築物・避難所指定建築物の耐震化の推進	21
4-4. 適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の技術力向上.....	21
第5章 耐震化の目標	22
第6章 耐震化に向けた基本的な取り組み方針	23
6-1. 民間住宅・建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針.....	23
(1) 民間住宅	23
(2) 民間避難所指定建築物.....	24

6-2. 大空町が所有する公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針.....	25
(1) 多数利用建築物.....	25
(2) 避難所指定建築物.....	26
(3) 公共住宅.....	26
(4) その他公共施設.....	26
6-3. 地震時に通行を確保すべき道路.....	27

第7章 施策の展開方針..... 29

7-1. 耐震化推進に向けた各主体の役割.....	30
(1) 大空町の役割.....	30
(2) 所有者の役割.....	30
(3) 建築関連事業者の役割.....	30
7-2. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備.....	31
(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備.....	31
(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実.....	31
(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援.....	31
(4) 税の優遇制度に関する情報提供.....	32
(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進.....	32
(6) 空き家対策の検討を併せた住宅の耐震化率向上.....	34
7-3. 町民への啓発・知識の普及.....	35
(1) 地震防災に関するマップの更新・配布.....	35
(2) 地震防災対策普及パンフレットの配布.....	35
(3) 一般向けセミナー等の紹介.....	36
(4) 自治会等との連携.....	36
7-4. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上.....	37
(1) 性能向上リフォームの推進.....	37
(2) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介.....	37
(3) リフォーム推進協議会との連携.....	37
7-5. 所管行政庁との連携.....	38
(1) 耐震改修促進法に基づく指導等.....	38
(2) 建築基準法による勧告または命令.....	39
(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加.....	39

第8章 計画の推進に向けて..... 40

(1) 行政と自治会等の住民との協働による町民意識の啓発.....	40
(2) 住宅の耐震性能の確保.....	41
(3) 行政と関係団体などが連携した技術者の技術力向上.....	41

第1章 耐震改修促進の背景と目的

1-1. 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434 人もの尊い命が失われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約9割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものと考えられています。国では、この教訓を踏まえ、同年10月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、道では同年12月に国の基本方針に基づき、計画期間を10ヶ年とする「北海道耐震改修促進計画」を策定しました（表 1-1 参照）。

大空町では、平成23年3月に「大空町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、その後の平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法により、平成28年度には本計画の見直しを行い、住宅や建築物の耐震化を進めてきました。

こうした中、北海道が令和3年度に北海道耐震改修促進計画の改定を行ったことに伴い、大空町においても、これまでの計画の実施状況に関する調査・検証を行うとともに、本計画での新たな耐震化の目標等を設定する必要があります。

近年においては、北海道で平成30年9月に発生した胆振東部地震により最大震度7を観測しブラックアウトを経験する等、これまでにない災害に見舞われ、今後も大地震の発生による大きな被害が生じることが懸念されます。

1-2. 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法に基づき、大規模地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害、及びこれに起因する生命や財産等の被害を未然に防止するために、住宅・建築物の耐震化を促進することを目的として、本計画を策定します。

1-3. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法（第6条第1項）に基づく計画です。

計画策定にあたっては、耐震改修促進法、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）、北海道耐震改修促進計画（法定計画）を踏まえるとともに、大空町総合計画、大空町地域防災計画など、大空町の上位計画及び関連計画との整合を図るものとします。

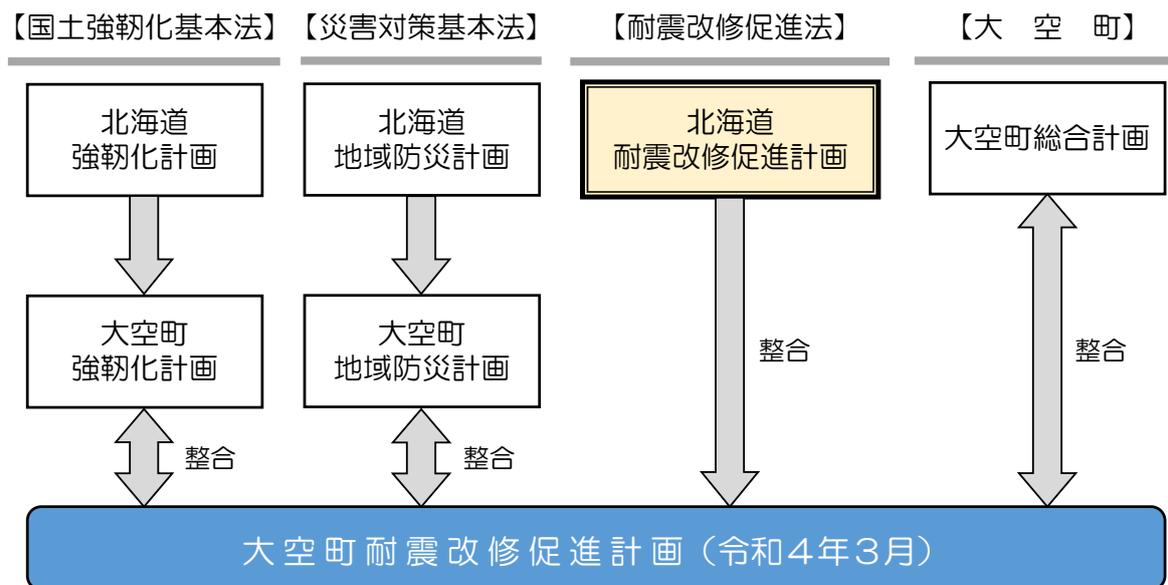


図1-1 計画の位置づけ

1-4. 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、大空町の行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）の適用より前（旧耐震基準）に建てられた、大空町所有の公共住宅・建築物と民間所有の住宅・建築物とします。

1-5. 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10ヶ年とします。

なお、本計画は社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

表1-1 耐震改修促進法の改定と近年の地震災害

年月日	主な内容	年月日	地震名・震度等
H7. 10.27	耐震改修促進法公布(平成7年12月25日施行) ・特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務規定	H7. 1.17	兵庫県南部地震 (M7.3、震度7)
H17. 2.25	住宅・建築物の地震防災推進会議の設置	H16.10.23	新潟県中越地震 (M6.8、震度7)
H17. 3.30	中央防災会議「地震防災戦略」の決定 ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から90%とすることが必要	H17. 3.20	福岡県西方沖地震 (M7.0、震度6弱)
H17. 6.10	住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 等	H17. 8.16	宮城県沖の地震 (M7.2、震度6弱)
H17. 9.27	中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物の耐震化の促進 等		
H17.10.28	特別国会において改正耐震改修促進法の成立		
H17.11.7	改正耐震改修促進法の公布		
H18. 1.25	関係政省令、国の基本方針等の公布		
H18. 1.26	改正耐震改修促進法の施行		
H18.12	北海道耐震改修促進計画の策定	H19. 3.25	石川県能登半島地震 (M6.9、震度6強)
		H19. 7.16	新潟県中越沖地震 (M6.8、震度6強)
		H20. 6.14	岩手・宮城内陸地震 (M6.9、震度6強)
		H23. 3.11	東北地方太平洋沖地震 (M9.0、震度7)
H25.11.25	改正耐震改修促進法の施行		
H28. 3.25	国の改正基本方針の公布		
H28. 5.31	改正北海道耐震改修促進計画の策定	H28. 4.14	熊本地震 (M6.5、震度7)
		H30. 6.18	大阪府北部地震 (M6.1、震度6弱)
		H30. 9.6	北海道胆振東部地震 (M6.7、震度7)
H31. 1.1	改正政令耐震改修促進法の施行		
R3. 4	改正北海道耐震改修促進計画の策定		

<資料> 総務省、国土交通省

第2章 大空町の耐震化の背景

2-1. 大空町の概要

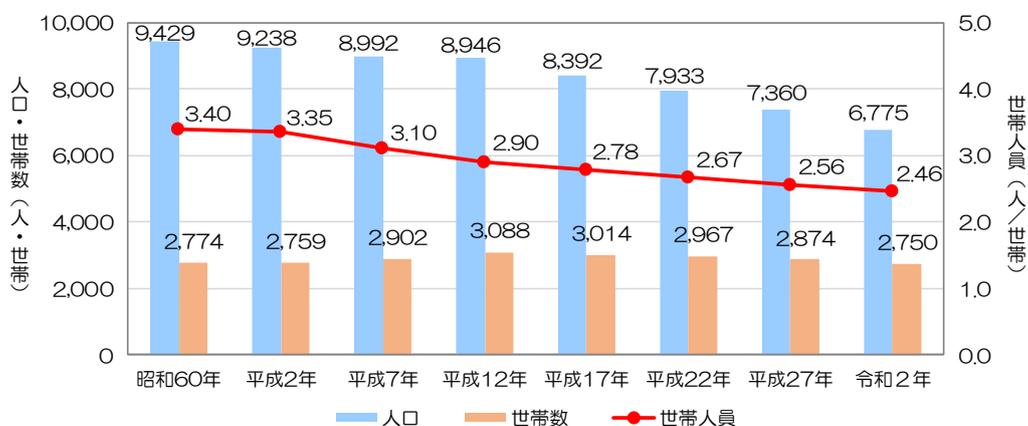
(1) 人口、世帯の動向

大空町は、平成18年3月31日に旧女満別町と旧東藻琴村が合併して誕生しました。

人口は、令和2年国勢調査によると、6,775人となっており、減少が続いています。

世帯数をみると、令和2年の国勢調査では2,750世帯であり、平成12年以降から徐々に減少しています。

世帯人員は、令和2年では2.46人/世帯であり、世帯の小規模化が進んでいます。



※ 国勢調査（S60～H17：旧女満別町と旧東藻琴村の合算）各年10月1日

図2-1 人口、世帯数の動向

表2-1 人口、世帯数の推移

(単位：人、世帯)

	人口	世帯数	世帯人員
昭和60年	9,429	2,774	3.40
平成2年	9,238	2,759	3.35
平成7年	8,992	2,902	3.10
平成12年	8,946	3,088	2.90
平成17年	8,392	3,014	2.78
平成22年	7,933	2,967	2.67
平成27年	7,360	2,874	2.56
令和2年	6,775	2,750	2.46

※国勢調査（S60～H17：旧女満別町と旧東藻琴村の合算）各年10月1日

令和2年国勢調査では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯*1 を合わせた65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯は、一般世帯の31.7%となっています。また、高齢者親族のいる世帯*2は、一般世帯の55.7%を占めています。

高齢者がいる世帯や、高齢者のみで構成される世帯の比率は、年々増え続けており、今後も増加することが予想されます。

- *1 高齢者夫婦のみの世帯：夫婦ともに65歳以上であり、夫婦のみで居住する世帯
- *2 高齢者親族のいる世帯：65歳以上の親族がいる世帯（高齢者単身、高齢者夫婦のみ世帯を含む）

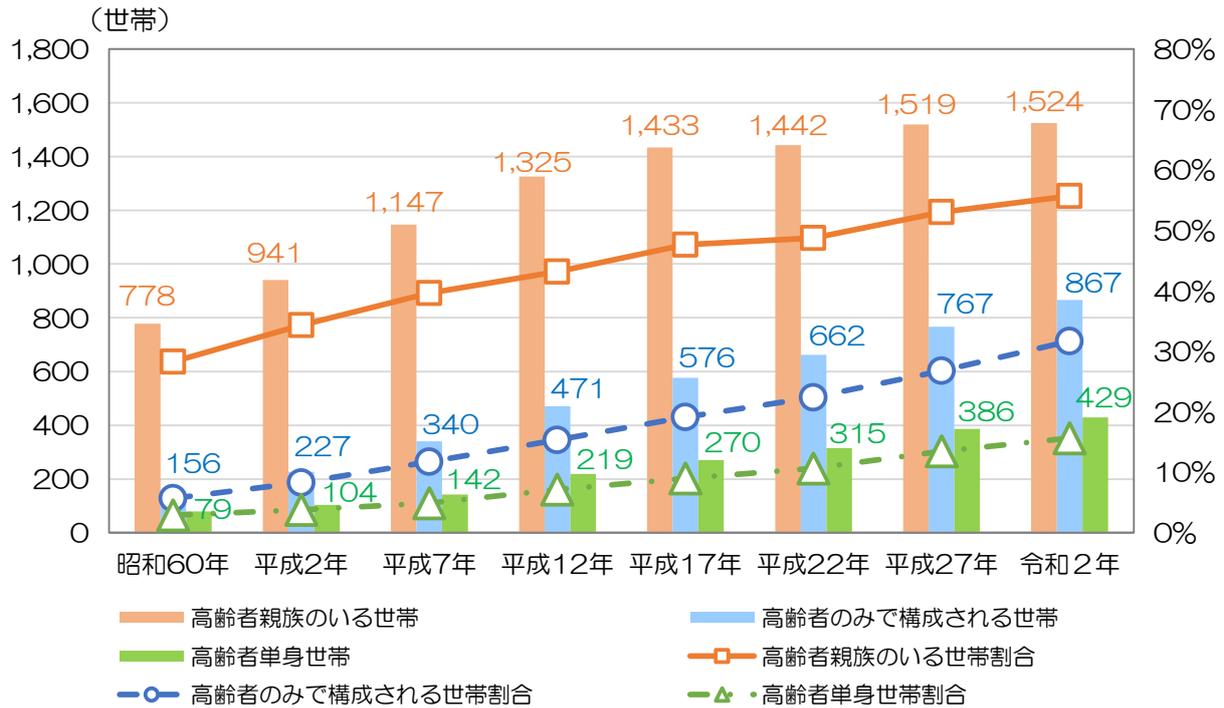


図2-2 高齢者親族のいる世帯・高齢者のみで構成されている世帯・高齢者単身世帯の推移

表 2-2 高齢者親族のいる世帯・高齢者のみで構成されている世帯・高齢者単身世帯の推移

	一般世帯数	高齢者親族のいる世帯		高齢者のみで構成される世帯(65歳以上)		高齢者単身(65歳以上)	
		世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
昭和60年	2,748	778	28.3%	156	5.7%	79	2.9%
平成2年	2,739	941	34.4%	227	8.3%	104	3.8%
平成7年	2,893	1,147	39.6%	340	11.8%	142	4.9%
平成12年	3,069	1,325	43.2%	471	15.3%	219	7.1%
平成17年	3,007	1,433	47.7%	576	19.2%	270	9.0%
平成22年	2,959	1,442	48.7%	662	22.4%	315	10.6%
平成27年	2,865	1,519	53.0%	767	26.8%	386	13.5%
令和2年	2,738	1,524	55.7%	867	31.7%	429	15.7%

(2) 建築物・住宅の状況

① 民間建築物の現状

令和3年8月現在における固定資産台帳によると、民間建築物は6,871棟となっています。6,871棟のうち、住所不明や延床面積が10㎡未満の規模が小さな建築物、増改築等建築物^{※1}の829棟を除いた6,042棟を本計画の対象とします。

昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の建築物は2,481棟であり、うち戸建てと共同住宅を合わせた民間住宅は1,084棟となっています。

※1 増改築等建築物：同一地番に同一用途の建築物（倉庫、車庫を除く）がある場合、後年に建設した50㎡以下の建築物は増築とみなした。

表2-3 民間建築物の現状（固定資産台帳）

(単位：棟数)

	昭和56年以前	昭和57年以降	合計
一般建築物 ^{※1}	120	306	426
住宅（戸建て・共同）	1,084	1,541	2,625
倉庫・物置・付属家	1,277	1,714	2,991
合計（R3年）	2,481	3,561	6,042
合計（H28年 ^{※2} ）	2,736	3,354	6,090

※1 住宅、倉庫、車庫、付属家以外の建築物

(令和3年8月現在)

※2 前回計画策定時（平成28年10月）

② 民間住宅の新築・除却棟数

平成28年～令和2年の町内の民間住宅の新築棟数と除却棟数をみると、新築は14棟～26棟、除却は16棟～31棟の間で推移しています。

5年間の平均は、新築20.8棟に対して、除却23.6棟であり、除却が新築を上回っています。

表2-4 民間住宅の新築・除却棟数

(単位：棟数)

	新築	除却
平成28年	14	19
平成29年	25	31
平成30年	23	24
令和元年	26	28
令和2年	16	16
年平均	20.8	23.6

2-2. 想定される地震と被害予測

北海道では、「北海道地域防災計画」の想定地震に基づき、各振興局管内で地震についての被害想定調査が実施され、建築物被害及び人的被害（死者数）が最大となる被害想定結果が公表されています（平成28年度 地震被害想定調査結果報告書：北海道）。

(1) これまでの地震被害

大空町地域防災計画や気象庁によると、これまでに大空町において震度5以上の地震の記録や地震災害などはありません。

しかしながら、釧路沖や根室沖を震源地として発生する地震によって、たびたび震度4や震度3の地震を観測しており、町内の震度記録がある平成14年以降、16回の地震を観測しています。

表 2-5 大空町及び周辺の主な地震歴

年 月 日	震 度		震源地 (M:マグニチュード)
	女満別地区	東藻琴地区	
昭和42年11月 4日 23:30	震度4		M:6.5 釧路地方北部
昭和42年11月 4日 23:45	震度3		M:6.5 釧路地方中南部
昭和43年 5月16日 09:48	震度3		M:7.9 青森県東方沖
昭和48年 6月17日 12:55	震度4		M:7.4 根室半島南東沖
昭和48年 6月24日 11:43	震度3		M:7.1 根室半島南東沖
平成5年 1月15日 20:06	震度3		M:7.5 釧路沖
平成6年10月4日 22:22	震度4		M:8.2 北海道東方沖
平成15年 9月26日 04:50	震度4	震度4	M:8.0 十勝沖
平成15年 9月26日 06:08	震度3	震度3	M:7.1 十勝沖
平成16年11月11日 19:02	震度2	震度3	M:6.3 十勝沖
平成16年11月29日 03:32	震度3	震度4	M:7.1 釧路沖
平成16年12月6日 23:15	震度3	震度3	M:6.9 釧路沖
平成17年 1月18日 23:09	震度3	震度3	M:6.4 釧路沖
平成19年 1月13日 13:23	震度2	震度3	M:8.2 千島列島東方
平成20年 9月11日 09:20	震度3	震度3	M:7.1 十勝沖
平成23年 3月11日 14:46	震度3	震度3	M:9.0 三陸沖
平成23年 3月11日 15:25	震度2	震度3	M:7.5 三陸沖
平成24年12月7日 17:18	震度2	震度3	M:7.3 三陸沖
平成25年 2月2日 23:17	震度3	震度3	M:6.5 十勝地方南部
平成28年 1月14日 12:25	震度2	震度3	M:6.7 浦河沖
平成30年 4月14日 04:00	震度3	震度3	M:5.4 根室半島南東沖
平成30年 9月6日 03:07	震度3	震度3	M:6.7 胆振地方中東部
令和2年 5月31日 03:14	震度3	震度3	M:5.8 十勝沖

資料：大空町地域防災計画、気象庁

震度観測点：網走市台町 ～平成14年7月28日

女満別地区（大空町女満別西3条）平成14年7月29日～令和3年12月1日現在

東藻琴地区（大空町東藻琴）平成14年7月29日～令和3年12月1日現在

※震度3以上を記載

(3) 大空町の地震被害想定の対象地震

大空町の地震被害が想定されている対象地震は、(2)で示した北海道の24地震のうち、建物被害発生のある地震として、概算結果において「住家の全壊被害棟数が0ではない」と予測されている、7地震が該当しています(図2-3 緑色箇所)。

このうち、大空町で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「標津断層帯の地震」と想定されています(表2-6)。

表2-6 大空町の地震被害想定の対象地震(7地震)

地震名	選 定 理 由	
	被害想定対象地震のうち 住家全壊被害*あり	概算計算において 最大の住家被害
標津断層帯	○	○(大空町で最大)
十勝平野断層帯主部	○	
根室沖・釧路沖の地震	○	
十勝沖の地震	○	
北海道北西沖の地震	○	
北海道留萌沖の地震①	○	
北海道留萌沖の地震②	○	

※全壊被害とは、地震被害想定結果による建物被害において、「全壊棟数」が0棟ではないものを表す

(4) 大空町で想定される地震の震度分布

大空町で想定される地震の震度分布について、北海道(北方建築総合研究所)が提供する資料によると、大空町に最も大きな被害を及ぼすと想定される地震(標津断層帯)が発生した場合における震度分布²⁾は、図2-4のようになっています。

[参考文献] 2) 平成30年度地震被害想定調査結果に基づく250mメッシュ震度データ

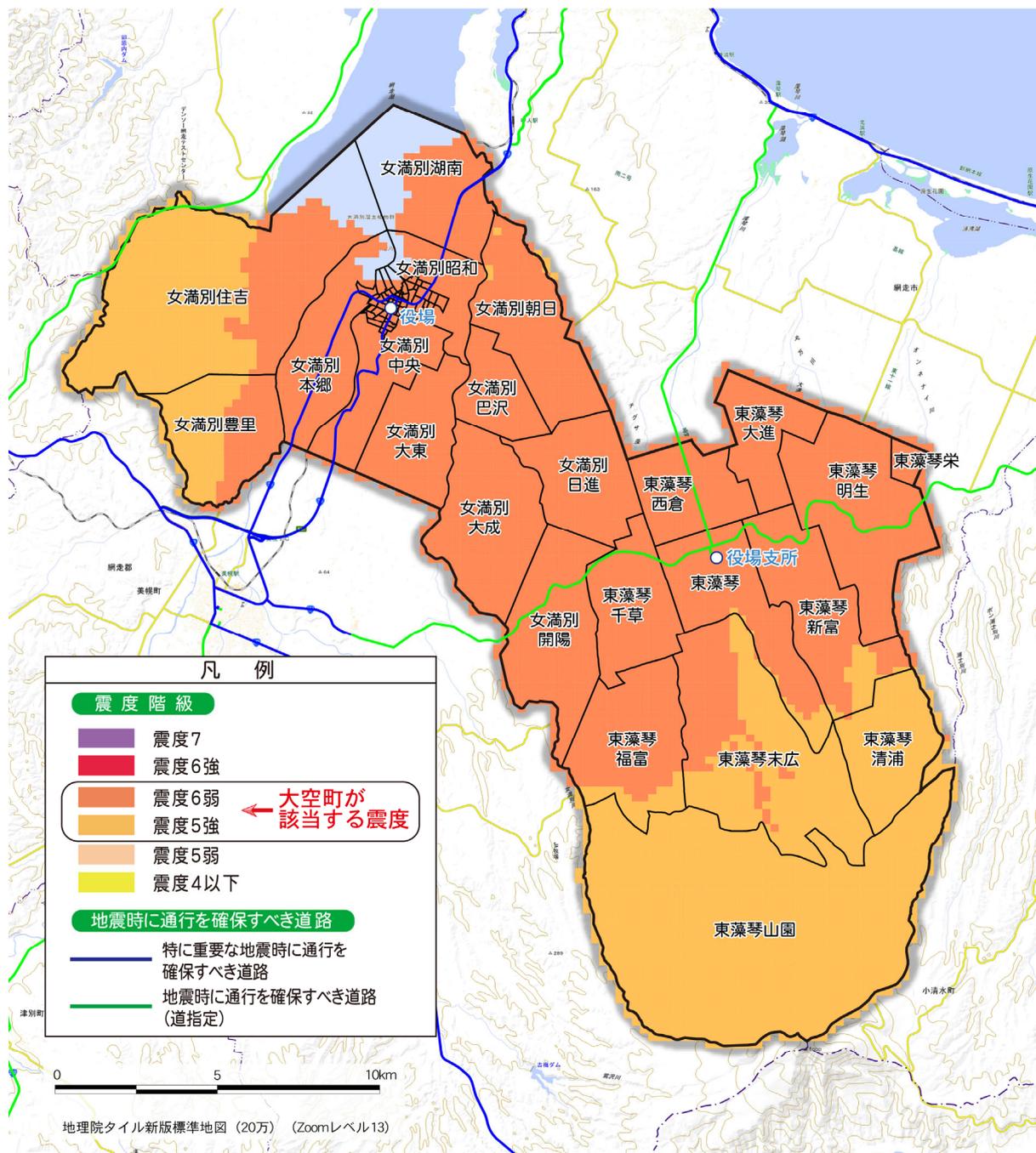


図2-4 大空町における想定震度分布 (標津断層帯で発生した地震の場合)

(5) 大空町の被害予測

大空町で想定される地震による町内の地震動予測から、建物被害及び人的被害を予測します。被害想定は、北海道（北方建築総合研究所）が提供する資料に準拠します。

① 建物被害の算定手法

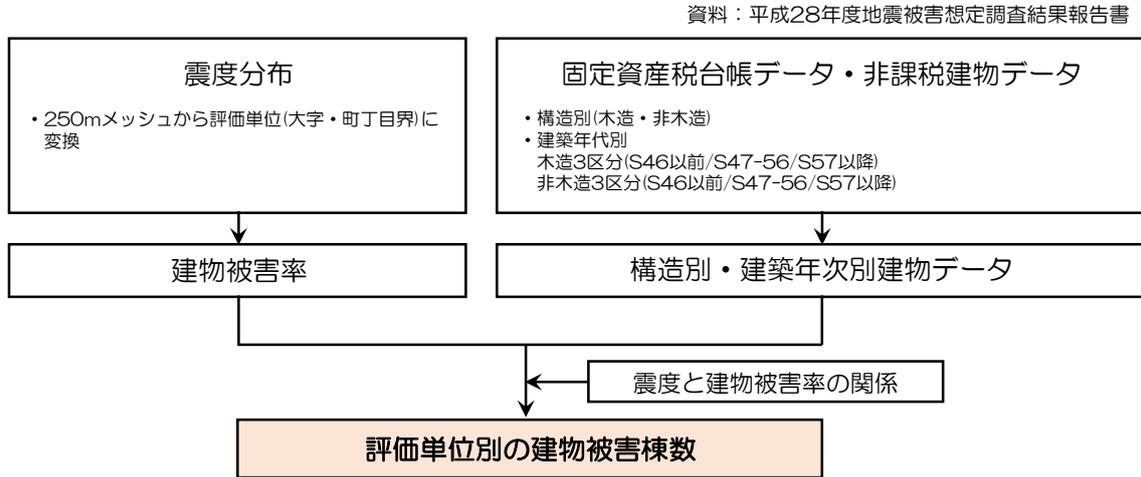


図 2-7 揺れによる建物被害の算定の流れ

<参考> 建物の震度と被害率との関係

平成28年度地震被害想定調査結果報告書においては、木造及び非木造建物の震度と被害率との関係について掲載されています（表 2-7）。

表2-7 木造及び非木造建物の震度と被害率の関係

計測震度	建築物全壊率									建築物全半壊率								
	木造建築物(冬以外)			木造建築物(冬)			非木造建築物			木造建築物(冬以外)			木造建築物(冬)			非木造建築物		
	昭和46以前	昭和47-昭和56	昭和57以降	昭和46以前	昭和47-昭和56	昭和57以降	昭和46以前	昭和47-昭和56	昭和57以降									
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.6%	0.4%	0.1%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	1.0%	0.7%	0.1%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%	1.6%	1.1%	0.2%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%	2.5%	1.8%	0.3%
5.6	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.4%	0.1%	0.5%	0.1%	0.0%	2.0%	1.6%	0.0%	3.7%	2.7%	0.6%
5.7	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.7%	0.6%	0.1%	0.9%	0.2%	0.0%	3.4%	3.3%	0.1%	5.5%	4.0%	0.9%
5.8	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	1.2%	1.0%	0.2%	1.9%	0.4%	0.0%	6.6%	4.9%	0.2%	7.8%	5.8%	1.4%
5.9	0.1%	0.1%	0.0%	1.4%	1.2%	0.0%	2.0%	1.7%	0.4%	3.5%	0.9%	0.1%	11.0%	8.1%	0.4%	10.8%	8.2%	2.1%
6.0	0.4%	0.1%	0.0%	2.6%	2.0%	0.0%	3.1%	2.6%	0.6%	5.7%	2.0%	0.2%	16.5%	13.7%	0.9%	14.6%	11.2%	3.1%
6.1	1.5%	0.3%	0.0%	5.4%	4.0%	0.1%	4.8%	3.9%	1.0%	9.7%	3.3%	0.3%	25.2%	18.6%	1.5%	19.1%	15.0%	4.5%
6.2	2.9%	0.7%	0.1%	9.4%	6.9%	0.3%	7.2%	5.8%	1.5%	14.6%	6.4%	0.8%	34.6%	27.9%	3.2%	24.5%	19.6%	6.4%
6.3	5.7%	1.7%	0.1%	16.5%	12.2%	0.7%	10.4%	8.2%	2.3%	22.0%	9.8%	1.3%	46.3%	35.6%	5.2%	30.5%	24.9%	8.8%
6.4	9.7%	3.3%	0.3%	25.2%	18.6%	1.5%	14.5%	11.4%	3.3%	30.0%	15.0%	2.3%	57.1%	45.1%	8.4%	37.2%	30.9%	11.8%
6.5	16.0%	6.4%	0.8%	36.9%	27.9%	3.2%	19.5%	15.4%	4.8%	38.3%	22.4%	4.1%	66.4%	55.7%	13.4%	44.2%	37.4%	15.5%
6.6	23.5%	10.8%	1.5%	48.5%	37.5%	5.7%	25.5%	20.2%	6.7%	49.4%	30.6%	6.4%	76.8%	64.8%	19.3%	51.5%	44.3%	19.8%
6.7	33.3%	18.6%	3.1%	61.0%	50.6%	10.7%	32.3%	25.8%	9.1%	59.4%	41.6%	10.5%	84.4%	74.7%	28.2%	58.6%	51.4%	24.9%
6.8	44.8%	27.8%	5.6%	72.8%	62.0%	17.2%	39.7%	32.2%	12.2%	69.1%	52.1%	15.5%	90.2%	82.1%	37.4%	65.5%	58.5%	30.6%
6.9	56.7%	37.5%	8.8%	82.5%	71.3%	24.7%	47.6%	39.1%	15.9%	77.7%	62.6%	21.8%	94.3%	88.0%	47.6%	72.0%	65.3%	36.7%
7.0	66.9%	49.6%	14.1%	89.0%	80.4%	35.1%	55.6%	46.3%	20.2%	84.0%	71.3%	28.7%	96.7%	92.0%	56.9%	77.7%	71.6%	43.3%

※全壊率・全半壊率は小数点第2位を四捨五入しているため、「0.0%」は0.05%未満の値を含む
資料：平成28年度地震被害想定調査結果報告書（平成30年2月）

② 人的被害の算定方法

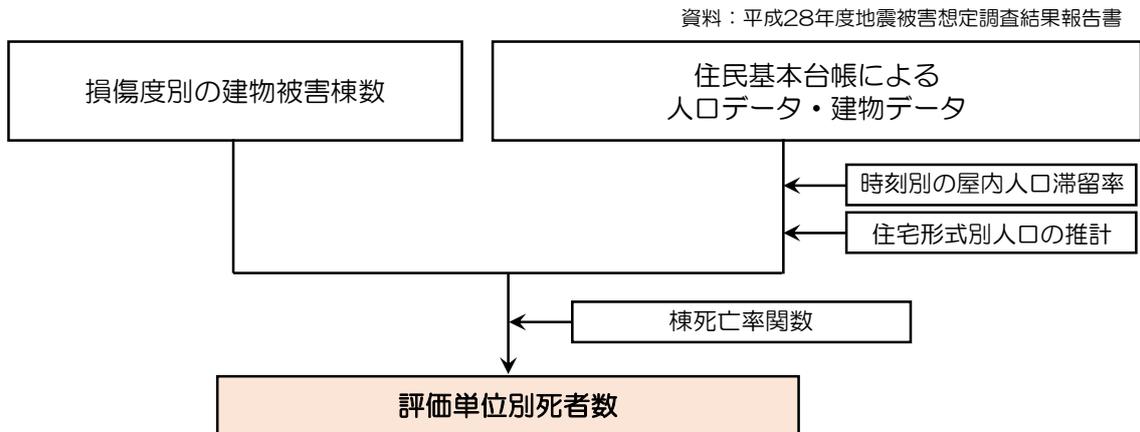


図 2-8 建物倒壊による死者数の算定の流れ

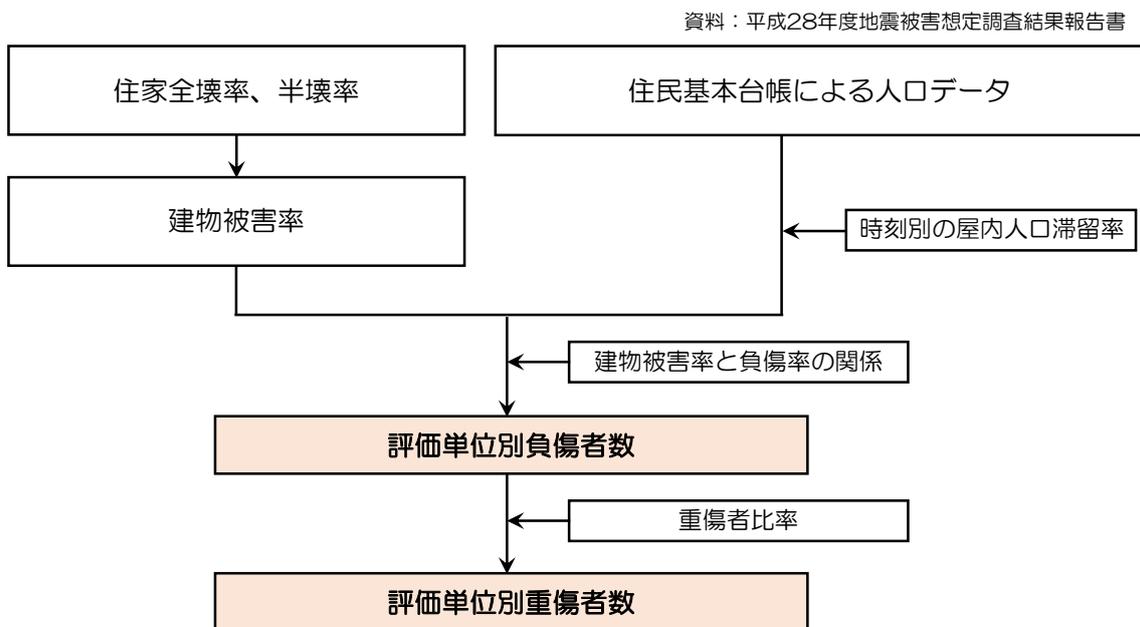


図 2-9 建物倒壊による負傷者数・重症者数の算定の流れ

③ 想定される地震による被害予測

北海道の推計によると、大空町で最も大きな被害をもたらす可能性のある地震は、「標津断層帯」と想定されています（表2-8）。

「標津断層帯」の最大震度は5.9（震度6弱）で、建物被害としては全壊が最大13棟、半壊が最大112棟と予測され、人的被害としては死者数が1人未満、重症者が最大1人、軽傷者が最大9人と予測されています。

表2-8 大空町の想定地震と被害予測

想定地震	最大震度	想定時期	建物被害（単位：棟）			人的被害（単位：人）			
			総数	全壊棟数	半壊棟数	総数	死者数	重傷者数	軽傷者数
標津断層帯	5.9	冬の早朝(朝5時)	125	13	112	10	1未満	1	9
		夏の昼間(昼12時)	67	9	58	3	1未満	1未満	3
十勝平野断層帯主部	5.7	冬の早朝(朝5時)	17	1未満	17	1	1未満	1未満	1
		夏の昼間(昼12時)	10	1未満	10	0	1未満	1未満	1未満
根室沖・釧路沖の地震	5.4	冬の早朝(朝5時)	2	1未満	2	0	1未満	1未満	1未満
		夏の昼間(昼12時)	1	1未満	1	0	1未満	1未満	1未満
十勝沖の地震	5.7	冬の早朝(朝5時)	15	1未満	15	1	1未満	1未満	1
		夏の昼間(昼12時)	10	1未満	10	0	1未満	1未満	1未満
北海道北西沖の地震	5.0	冬の早朝(朝5時)	0	1未満	1未満	0	1未満	1未満	1未満
		夏の昼間(昼12時)	0	1未満	1未満	0	1未満	1未満	1未満
北海道留萌沖の地震①	4.8	冬の早朝(朝5時)	0	1未満	1未満	0	0	0	0
		夏の昼間(昼12時)	0	1未満	1未満	0	0	0	0
北海道留萌沖の地震②	4.9	冬の早朝(朝5時)	0	1未満	1未満	0	0	0	0
		夏の昼間(昼12時)	0	1未満	1未満	0	0	0	0

※建物被害及び人的被害のいずれかにおいて、被害が少なくとも「1未満」と予測されている7地震を選出
 ※建物被害及び人的被害の「1未満」は、総数算出の際の数値を0として扱った

第3章 大空町の耐震化の現状

3-1. 住宅の耐震化の現状

大空町には、民間住宅が2,625棟、公共住宅が180棟、合わせて2,805棟の住宅があります。

このうち、昭和56年以前に建設された住宅が1,136棟（40.5%）、昭和57年以降に建設された住宅が1,669棟（59.5%）となっています。

また、昭和56年以前に建設された住宅のうち、耐震性を有すると推計されるものは496棟（昭和56年以前建設の43.6%）となり、令和3年度における住宅の耐震化率は77.2%と推計されます。

前回計画策定時（平成28年）の耐震化率は72.8%であり、目標であった95%には届きませんでした。住宅の建替え等により緩やかではあるものの、耐震化率が向上しています。

表3-1 住宅の耐震化の現状

（単位：棟数）

種類	構造	全棟数 ※1 a (=b+e)	S56年以前			S57年 以降 e	耐震性有 住宅棟数 f(=d+e)	耐震化率 g(=f/a)	
			b(=c+d)	耐震性 なし c(=b-d)	耐震性 あり 割合				耐震性 あり ※2 d
民間	戸建て	2,552	1,075	631	41.3%	444	1,477	1,921	75.3%
	共同※3	73	9	1	86.6%	8	64	72	98.6%
	合計	2,625	1,084	632		452	1,541	1,993	75.9%
公共	戸建て	55	11	6	41.3%	5	44	49	89.1%
	共同	125	41	2	95.1%	39	84	123	98.4%
	合計	180	52	8		44	128	172	95.6%
合計（R3年） （割合）		2,805	1,136 (40.5%)	640		496 (43.7%)	1,669 (59.5%)	2,165	77.2%
合計（H28年※4） （割合）		2,813	1,244 (44.2%)	765		479 (38.5%)	1,569 (55.8%)	2,048	72.8%

※1 全棟数：〔民間〕固定資産税台帳（令和3年8月現在）より集計。

但し、下記を対象外とした。

- ・延床面積10㎡未満 ・住所不明 ・建築年不明
- ・同一地番に同一用途の建築物がある場合、後年に建設した50㎡以下の建築物（増築とみなす）

〔公共〕町営住宅 大空町調べ（令和3年8月現在）

※2 うち耐震性あり：昭和56年以前建設の住宅で、建設当初から現行基準の耐震性があるとみなされる住宅及び耐震診断により耐震性が確認された建築物。

※3 〔民間〕共同住宅：アパート、寄宿舎を共同住宅とし、左記以外を戸建てとした。

※4 前回計画策定時（平成28年10月）

3-2. 多数の者が利用する建築物・特定建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

国及び北海道の耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物*（以下「多数利用建築物」という。）について耐震化の現状を示しています。

大空町における、多数利用建築物の現状は、以下に示すとおりです。

公共建築物のうち、多数利用建築物は30棟となっています。

30棟のうち、9棟が昭和56年以前に建設されていますが、9棟のうち8棟については耐震改修を既に実施しており、耐震化率は96.7%となります。

民間建築物には7棟の多数利用建築物がありますが、全て昭和57年以降に建てられた建築物となっています。

大空町の公共及び民間を合わせた多数利用建築物数は37棟であり、耐震化率は97.3%となっています。

耐震化率は、前回計画策定時（94.9%）より、2.4ポイント向上しています。

*多数利用建築物は耐震改修促進法の第1号特定建築物に該当するもので昭和57年以降も含めた全建物を指します（第1号特定建築物についての詳細は、表3-4参照）。

表3-2 多数利用建築物の耐震化の現状

(単位：棟数)

種類	多数利用 建築物 総数 A	S56年以前の建築物 (第1号特定建築物)		S57以降 の建築物 D	耐震性有 建築物 E=C+D	耐震化率 F=E/A	
		B	うち耐震性あり C				
公共施設	学校※1	11棟 (4施設)	7	7	4	11	100.0%
	病院	1棟 (1施設)			1	1	100.0%
	共同住宅	12棟 (10施設)			12	12	100.0%
	その他※2	6棟 (6施設)	2	1	4	5	83.3%
公共建築物 計		30棟 (21施設)	9	8	21	29	96.7%
民間施設	宿泊施設	1棟 (1施設)			1	1	100.0%
	その他※2	6棟 (3施設)			6	6	100.0%
民間建築物 計		7棟 (4施設)			7	7	100.0%
合計 (R3年)		37棟 (25施設)	9	8	28	36	97.3%
合計 (H28年※3)		39棟 (30施設)	10	8	29	37	94.9%

大空町調べ（令和3年8月現在）

※1 学校：小中学校、幼稚園、保育所、その他学校

※2 その他：官公庁施設、遊技施設、公衆浴場、一般体育館、集会施設、事務所、店舗、博物館等、工場、自動車車庫などの用途の建築物

※3 前回計画策定時（平成28年10月）

(2) 特定建築物の耐震化の現状

大空町の多数利用建築物のうち、昭和56年以前に建設された第1号特定建築物^{※1}に該当する建築物は9棟であり、全てが公共建築物となっています。9棟のうち8棟については耐震改修が行われています。

危険物貯蔵等建築物のうち、昭和56年以前に建設された第2号特定建築物^{※2}に該当する建築物は7棟であり、全てが民間建築物となっています。

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち、昭和56年以前に建設された第3号特定建築物^{※3}に該当する建築物は、公共・民間建築物ともに該当はありません。

以上から、特定建築物の耐震化率は、50.0%となっており、前回計画策定時（47.1%）より、2.9ポイント向上しています。

(※1、※2、※3の特定建築物についての詳細は、表3-4 参照)

表3-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟数)

区 分	S56年以前の建築物（特定建築物）		耐震化率 F=B/A	
	A	うち耐震性あり （耐震改修済） B		
多数の者が利用する建築物 （第1号特定建築物）	公共	9棟（5施設）	8棟（4施設）	88.9%
	民間	0棟	-	-
危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 （第2号特定建築物）	公共	0棟	-	-
	民間	7棟（5施設）	0棟	0.0%
地震時に通行を確保すべき道路沿道の 建築物（第3号特定建築物）	公共	0棟	-	-
	民間	0棟	-	-
合計（R3年）	公共	9棟（5施設）	8棟（4施設）	88.9%
	民間	7棟（5施設）	0棟	0.0%
	計	16棟（10施設）	8棟（4施設）	50.0%
合計（H28年 ^{※1} ）	公共	10棟（5施設）	8棟（3施設）	80.0%
	民間	7棟（6施設）	0棟	0.0%
	計	17棟（11施設）	8棟（3施設）	47.1%

※1 前回計画策定時（平成28年10月）

大空町調べ（令和3年8月現在）

表3-4 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
多数の物が利用する建築物 (第1号特定建築物)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
		病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舎、下宿			
		事務所			
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉 ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体 障害者福祉センターその他これらに類するもの			
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトク ラブ、ダンスホールその他これらに類す るもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他こ れらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 発着場を構成する建築物で旅客の乗降又 は待合の用に供するもの				
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵等の 用途に供する建築物 (第2号特定建築物)	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵又は処理するすべての建 築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物に限る)	
地震時に通行を確保す べき道路沿道の建築物 (第3号特定建築物)	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する 避難路の沿道建築物であって、 前面道路幅員の1/2 超の高さの 建築物（道路幅員が12m 以下 の場合は6m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する 重要な避難路の沿道建築物で あって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は6m 超）	
防災拠点建築物	防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する 大規模な地震が発生した場合に おいてその利用を確保すること が公益上必要な、病院、官公 署、災害応急対策に必要な施設 等の建築物	

3-3. 避難所指定建築物の耐震化の現状

大空町には、災害時等の避難所指定建築物として、公共建築物が26棟、民間建築物が1棟の合計27棟が指定されています。その中で、昭和56年以前に建設され、耐震性が確認されていない建築物は、公共建築物が4棟、民間建築物で0棟となっています。

耐震化率は、公共・民間建築物合わせて85.2%となっており、前回計画策定時(83.3%)より、1.9ポイント向上しています。

表3-5 避難所指定建築物の耐震化の現状

(単位：棟数)

種 類	避難所指定 建 築 物 総 数 A	S56年以前の建築物		S57年以降 の建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A	
		B	うち耐震性 あり C				
町所有	学校	15棟 (6施設)	10	10	5	15	100.0%
	社会福祉施設	2棟 (2施設)	1		1	1	50.0%
	宿泊施設	1棟 (1施設)			1	1	100.0%
	スポーツ施設	3棟 (3施設)	1		2	2	66.7%
	集会施設等	5棟 (5施設)	2		3	3	60.0%
町所有公共建築物 計		26棟 (17施設)	14	10	12	22	84.6%
民間	集会施設	1棟 (1施設)	1	1		1	100.0%
民間建築物 計		1棟 (1施設)	1	1		1	100.0%
合計 (R3年)		27棟 (18施設)	15	11	12	23	85.2%
合計 (H28年※1)		24棟 (16施設)	14	10	10	20	83.3%

※1 前回計画策定時(平成28年10月)

大空町調べ(令和3年8月現在)

3-4. 大空町が所有する公共建築物の耐震化の現状

(1) 大空町が所有する公共建築物

大空町が所有する公共建築物は、合計 371 棟であり、そのうち昭和56年以前に建設された建築物は 119 棟（32.1%）、昭和57年以降に建設された建築物は 252 棟（67.9%）となっています。

前回計画策定時より、昭和57年以降に建設された建築物が増加しています。

表3-6 大空町が所有する公共建築物

(単位：棟数)

用途分類	旧耐震基準（S56以前）			新耐震基準（S57以降）			合計	
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計		
1. 学校	(1) 保育所・幼稚園		0		1	1	1	
	(2) 小学校		2		5	5	7	
	(3) 中学校※1		5		1	1	6	
	(4) 高等学校※1	2	5	7		5	12	
	小計 (構成比)	2 7.7%	12 46.2%	14 53.8%	1 3.8%	11 42.3%	12 46.2%	26 100.0%
2. 病院	(1) 診療所		0		2	2	2	
	(2) 旧診療所		0			0	0	
	小計 (構成比)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%
3. 社会福祉施設	(1) 老人福祉施設		1		1	1	2	
	(2) 児童福祉施設		0		1	1	2	
	(3) 障害者福祉施設		1	1			1	
	小計 (構成比)	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	3 60.0%	5 100.0%
4. 宿泊施設	(1) 地域振興施設(道の駅)		0		1	1	1	
	小計 (構成比)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%
5. 町営住宅	(1) 公営住宅・特定公共賃貸住宅		38	38	24	48	72	110
	(2) 教職員住宅・医師住宅	9	4	13	32	8	40	53
	(3) 寄宿舍		1	1	3		3	4
	(4) その他			0	13		13	13
	小計 (構成比)	9 5.0%	43 23.9%	52 28.9%	72 40.0%	56 31.1%	128 71.1%	180 100.0%
6. その他	(1) 官公署施設		1	1		1	1	2
	(2) 教育・文化施設		3	3		3	3	6
	(3) スポーツ施設		1	1		5	5	6
	(4) 集会施設	16	3	19	14	3	17	36
	(5) 事務所等	2	2	4	4	1	5	9
	(6) 車庫・倉庫等	4	7	11	5	15	20	31
	(7) 産業施設	2	2	4	4	17	21	25
	(8) その他	2	6	8	6	28	34	42
	小計 (構成比)	26 16.6%	25 15.9%	51 32.5%	33 21.0%	73 46.5%	106 67.5%	157 100.0%
合計（R3年） (構成比)		37 10.0%	82 22.1%	119 32.1%	107 28.8%	145 39.1%	252 67.9%	371 100.0%
合計（H28年※2） (構成比)		43 11.9%	84 23.3%	127 35.2%	103 28.5%	131 36.3%	234 64.8%	361 100.0%

※1 校舎以外の校内施設（部室・実習室等）も含む

大空町調べ（令和3年8月現在）

※2 前回計画策定時（平成28年10月）

(2) 大空町が所有する多数利用建築物及び避難所指定建築物

大空町が所有する昭和56年以前に建設された建築物の中で、学校11棟については耐震改修を完了しています。また、社会福祉施設1棟、町営住宅44棟については耐震性が確認されており、大空町が所有する公共建築物全体の耐震化率は83.3%となっています。

大空町が所有する多数利用建築物は30棟、避難所指定建築物は12棟（多数利用建築物と重複した建物を除く）、合計42棟となっています。また、42棟のうち、昭和56年以前に建設され耐震性が確認されていない建築物は4棟であり、耐震化率は90.5%となっており、前回計画策定時（86.8%）より、3.7ポイント向上しています。

表3-7 公共建築物の耐震化の現状（多数利用建築物もしくは避難所指定建築物）

種 別		①総数 ①=②+④	②旧耐震基準 (昭和56年以前)		④ 新耐震基準 (昭和57年 以降)	⑤耐震化を 図る必要が あるもの ⑤=②-③	⑥耐震化率 ⑥= ③+④/①
			③耐震性有又は 耐震改修済				
A.多数利用 建築物のみ	学校	11	7	7	4		100.0%
	病院	1			1		100.0%
	社会福祉施設						
	宿泊施設						
	町営住宅	12			12		100.0%
	その他	6	2	1	4	1	83.3%
	小 計	30	9	8	21	1	96.7%
B.避難所指定 建築物 ^{※1} (多数利用 建築物を除く)	学校	4	3	3	1		100.0%
	病院						
	社会福祉施設	2	1		1	1	50.0%
	宿泊施設	1			1		100.0%
	町営住宅						
	その他	5	2		3	2	60.0%
	小 計	12	6	3	6	3	75.0%
C.合 計 (多数利用建築 物もしくは避難 所指定建築物)	学校	15	10	10	5		100.0%
	病院	1			1		100.0%
	社会福祉施設	2	1		1	1	50.0%
	宿泊施設	1			1		100.0%
	町営住宅	12			12		100.0%
	その他	11	4	1	7	3	72.7%
C=A+B 合 計 (R3年)		42	15	11	27	4	90.5%
合 計 (H28年 ^{※2})		38	14	9	24	5	86.8%
D.多数利用 建築物・ 避難所指定 建築物以外の 公共建築物	学校	11	4	1	7	3	72.7%
	病院	1			1		100.0%
	社会福祉施設	3	1	1	2		100.0%
	宿泊施設						
	町営住宅	168	52	44	116	8	95.2%
	その他	146	47		99	47	67.8%
	小 計	329	104	46	225	58	82.4%
合 計 (H28年 ^{※2})		323	113	52	210	61	81.1%
E.町が所有する 公共建築物	学校	26	14	11	12	3	88.5%
	病院	2			2		100.0%
	社会福祉施設	5	2	1	3	1	80.0%
	宿泊施設	1			1		100.0%
	町営住宅	180	52	44	128	8	95.6%
	その他	157	51	1	106	50	68.2%
E=C+D 合 計 (R3年)		371	119	57	252	62	83.3%
合 計 (H28年 ^{※2})		361	127	61	234	66	81.7%

※1 表中「避難所指定建築物」数は、合計値の重複を避けるため、「多数利用建築物」に該当する施設を除いた数としている。

大空町調べ（令和3年8月現在）

※2 前回計画策定時（平成28年10月）

第4章 耐震改修促進のための課題

4-1. 総合的な地震対策の推進

大空町は、これまで大きな地震被害を受けたことがなく、町民の地震に対する防災意識は必ずしも高くありません。

しかしながら、平成19年の能登半島地震の発生にみられるように、従来大地震が起きなかった地域でも大地震が発生するケースが頻発しており、北海道においても平成30年北海道胆振東部地震によるブラックアウトを経験するなど、地震はいつどこで起こってもおかしくない状況にあり、大空町も例外ではありません。

住宅・建築物の倒壊は、死者発生の主要因であるばかりではなく、出火・火災延焼、避難者の発生、救急活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となることから、今後も大規模な地震に備え、総合的な地震対策を進めることが求められています。

4-2. 住宅の耐震化の推進

大空町の住宅（棟数）のうち、昭和56年の建築基準法改正前に建築された建築物は全体の4割程度を占めています。

大規模地震における人的被害の多くは、建物の倒壊に起因するものとされており、地震被害の軽減を図るために、生活の基盤である住宅の耐震化を推進することが必要です。そのため、大空町においても住宅の耐震化率の向上とその推進に向け、各種施策の充実を図ることが求められています。

現状、住宅の耐震化率は7.7割であり、迅速な耐震化への対応が求められます。

4-3. 多数利用建築物・避難所指定建築物の耐震化の推進

建築物の中でも、特に多数利用建築物や地域防災計画で避難所に指定されている建築物については、耐震改修が求められます。

大空町の所有する多数利用建築物は、30棟中1棟の耐震性が確認されていません。

多数利用建築物以外に、地域防災計画で避難施設に指定されている施設についても、耐震性が確認されておりません。地震時の安全な避難体制の確保のために、必要に応じて耐震診断を行うことが必要です。

4-4. 適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の技術力向上

住宅の耐震化が進まない要因として、「誰に相談して良いか分からない」「どうしていいか分からない」など、住民の不安に適切に対応できる体制や情報の不足や、耐震診断・耐震改修に精通した技術者が不足していること等があげられます。

耐震改修の相談体制の整備や情報提供など、適切な耐震改修に向けた施策が必要です。

第5章 耐震化の目標

大空町では、前回計画から引き続き耐震化の必要性・重要性についての周知・普及や、道と連携した耐震化の取り組みを重点的に行うことで、耐震診断及び耐震化の促進を図ることとします。

耐震化率の目標は、計画期間の終了（令和13年度）までに、住宅を95%、多数利用建築物については概ね解消することを目標とします。

また、災害時に重要な拠点となりうる避難所指定建築物については、地震時の安全な避難体制の確保のために、着実に耐震化を進めていきます。

表 5-1 耐震化率の目標値

耐震化の目標		大 空 町
令和3年度 (前回計画の終了年度)	住 宅	95%
	多数利用建築物	
令和13年度 (本計画の終了年度)	住 宅	95%
	多数利用建築物	概ね解消

第6章 耐震化に向けた基本的な取り組み方針

6-1. 民間住宅・建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

民間の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修は、建物所有者が安心して暮らしていくために、耐震化を促進する必要があります。そのために、住宅や建築物の所有者が自らの問題、地域防災の問題として意識して取り組むことが大切です。

大空町はこれらの各種支援体制の整備を行うため、3つの観点から総合的に取り組みます。

- ① 耐震化に係る相談体制の整備、耐震化に向けた普及啓発、情報発信
- ② 耐震診断・耐震改修を促進するための支援
- ③ 耐震改修を担う人材の育成・技術力向上

(1) 民間住宅

令和3年8月現在の民間住宅の耐震化率は、75.9%と推計されます（表3-1参照）。

令和13年度に耐震化率95%を達成するためには、建替えや自主的な耐震改修工事実施分を除き、今後266棟の耐震化が必要と推計されます。

大空町では現在、耐震診断を実施した住宅はほとんどないことから、所有者に耐震診断の実施を促し、必要に応じた耐震改修を促進するための支援を進め、住宅の耐震化を促進します。

表6-1 民間住宅の耐震改修の現状と目標

(単位：棟数)

	平成28年 (前回計画策定時)	令和3年度*1 (計画見直し)	令和13年度 (自然更新)	令和13年度 (目標)	摘要
総数	2,632	2,625	2,597 ①	2,597 ①	①=②+⑧
昭和56年以前	1,184	1,084	848 ②	848 ②	②=1,084-③
R3~R13除却分	-	-	(236) ③	(236) ③	
うち耐震性なし	753	632	396 ④	130 ⑤	④=②-⑥-⑦
うち耐震性あり	431	452	452 ⑥	452 ⑥	
耐震改修必要棟数	-	-	-	266 ⑦	⑦=②-⑤-⑥
昭和57年以降	1,448	1,541	1,749 ⑧	1,749 ⑧	⑧=1,541+⑨
R3~R13新築分	-	-	208 ⑨	208 ⑨	
耐震性あり住宅棟数	1,879	1,993	2,201	2,467	
耐震化率	71.4%	75.9%	84.8%	95.0%	

*1 現況（表3-1参照）

③ R3~R13除却分：大空町における平成28~令和2年の年平均民間住宅除却数(表2-4参照)23.6棟×10年間分尚、除却された住宅は全て耐震性がない住宅が除却されたと設定

⑤ 令和14年度目標耐震性なし：総戸数の5% 耐震化された住宅確保目標を総戸数の95%とし、残り5%を耐震性なしと設定

⑥ うち耐震性あり：令和3年度が維持されるものとした

⑦ 本計画の施策により95%を目標として耐震改修が必要な棟数

⑨ R3~R13新築分：大空町における平成28~令和2年の年平均新築着工数(表2-4参照)20.8棟×10年間分

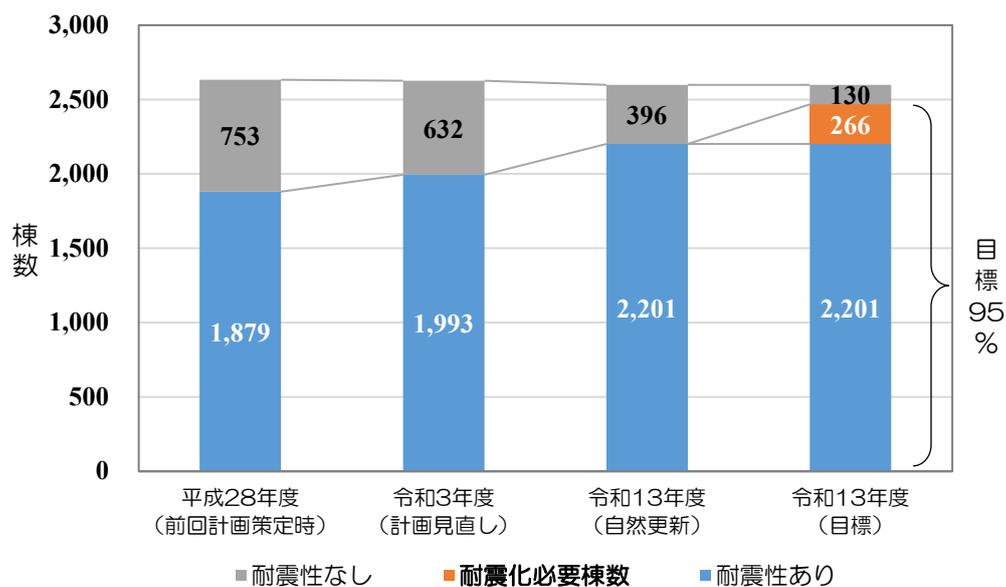


図6-1 民間住宅の耐震改修の現状と目標

(2) 民間避難所指定建築物

大空町にある民間の避難所指定建築物は1棟（表 3-5 参照）あり、昭和56年以前に建設された建築物ですが、耐震診断及び耐震改修の実施により、耐震化率は100%となっています。

6-2. 大空町が所有する公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

大空町が所有する公共建築物については、大地震の際に大勢の利用者が被害を受けてしまう可能性のある、多数利用建築物及び地震災害時に重要となる避難所指定建築物の耐震化の促進を優先します。加えて民間住宅と同様に、町営住宅についても耐震化の促進を進めます。

その他の公共施設についても、財政状況を勘案しながら長期的な目標のもとに着実に耐震化を進めます。

(1) 多数利用建築物

大空町が所有する多数利用建築物は、21施設30棟（表3-2参照）、うち昭和56年以前に建築された建築物は、5施設9棟となっています。

耐震化が必要となる5施設9棟のうち、学校施設（東藻琴小学校、東藻琴中学校、女満別中学校）の3施設については、平成22年度までに耐震改修を実施し、官公署施設の大空町役場東藻琴総合支所についても、令和2年度に耐震改修を実施しています。

女満別ゲートボールセンターは、大空町公共施設等総合管理計画で廃止することで計画されています。

表6-2 大空町の所有する多数利用建築物（昭和56年以前）

用途	施設	棟数	建物名称	所在地	構造※	階数	延床面積	建設年	耐震診断/改修	避難所指定棟数	耐震性有り棟数	改修促進方針
学校	1	2	東藻琴小学校校舎	東藻琴268	RC,S	2F	2,665.40	S45	H17	2	2	済
	2	2	女満別中学校校舎	女満別東陽3丁目	RC,S	2F	4,545.30	S48	H22	2	2	済
	3	3	東藻琴中学校校舎	東藻琴57	RC,S	2F	3,615.00	S46	H18	3	3	済
官公署施設	4	1	大空町役場東藻琴総合支所	東藻琴360-1	RC	2F 1B	2,304.00	S54	R2		1	済
スポーツ施設	5	1	女満別ゲートボールセンター	女満別西3条3丁目	S	2F	2,087.80	S49	未	1		

※RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

大空町調べ（令和3年8月現在）

(2) 避難所指定建築物

大空町が所有する避難所に指定されている建築物は、17施設26棟あり（表3-5参照）、耐震化率は85.2%となっています。

避難所指定建築物の中で、多数利用建築物と重複する建築物を除き、昭和56年以前に建築された建築物が5施設6棟あります。その中で、学校施設（高等学校）については耐震改修を終えています。また、農村環境改善センターは耐震診断が完了しています。

なお、女満別老人福祉センターは、大空町公共施設等総合管理計画で廃止することで計画され、女満別研修会館は新築として計画されています。

表6-3 大空町の所有する避難所指定建築物（昭和56年以前※）

用途	施設	棟数	建物名称	所在地	構造※2	階数	延床面積	建設年	耐震診断/改修	耐震性 有り棟数	改修 促進 方針
学校	1	1	大空高等学校(体育館)	東藻琴79	S	2F	1,333.70	S42	H26	1	済
	2	2	大空高等学校(校舎・体育館)	女満別昭和104-1	RC, S	2F	3,647.00	S53	H10, H16	2	済
社会福祉施設	3	1	女満別老人福祉センター	女満別西4条5丁目	RC	1F	699.24	S50	未		
集会施設等	4	1	女満別研修会館	女満別西3条3丁目	RC	2F	1,915.94	S47	未		
	5	1	農村環境改善センター	東藻琴360-1	RC	2F	1,550.06	S55	R2		

※1 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

大空町調べ（令和3年8月現在）

※2 多数利用建築物と重複している建築物を除く

(3) 公共住宅

公共住宅 180 棟のうち、耐震性が不十分と考えられる住宅は8棟と推計され（表3-1参照）、耐震化率は95.6%と推計されます。

(4) その他公共施設

その他の公共施設については、長期的な目標のもとに耐震診断の実施を進め、診断結果に応じた適切な対応策を検討・実施し、着実に耐震化の促進に努めます。

6-3. 地震時に通行を確保すべき道路

北海道は、地震直後に発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、災害時の拠点となる施設を連結する道路として北海道緊急輸送道路ネットワーク計画で指定する道路を、地震時に通行を確保すべき道路としています。

大空町においては、以下（表 6-4）の道路が指定されています。

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（避難路沿道建築物 図 6-2）で、道路を閉塞する恐れのある昭和56年以前の建物は、大空町にはありません。

表 6-4 地震時に通行を確保すべき道路

特に重要な地震時に通行を確保すべき道路
① 国道39号 ② 道道女満別空港線
地震時に通行を確保すべき道路（道指定）
③ 国道334号 ④ 道道網走川湯線 ⑤ 町道東藻琴8号線 ⑥ 道道網走端野線

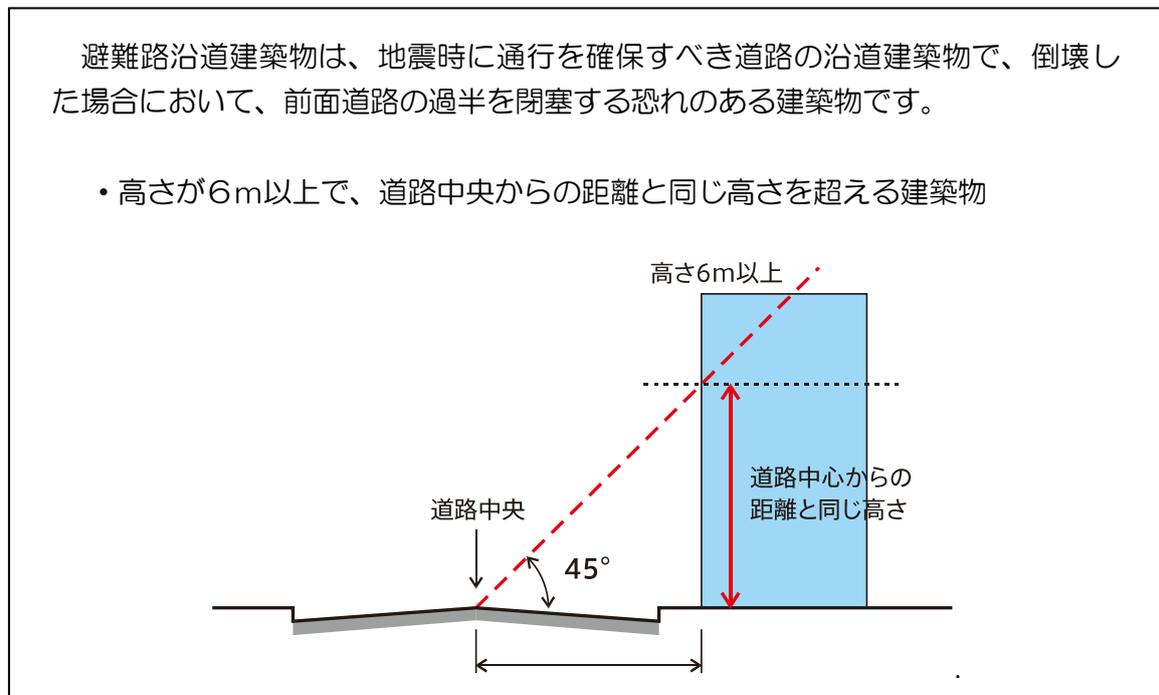


図 6-2 避難路沿道建築物の要件

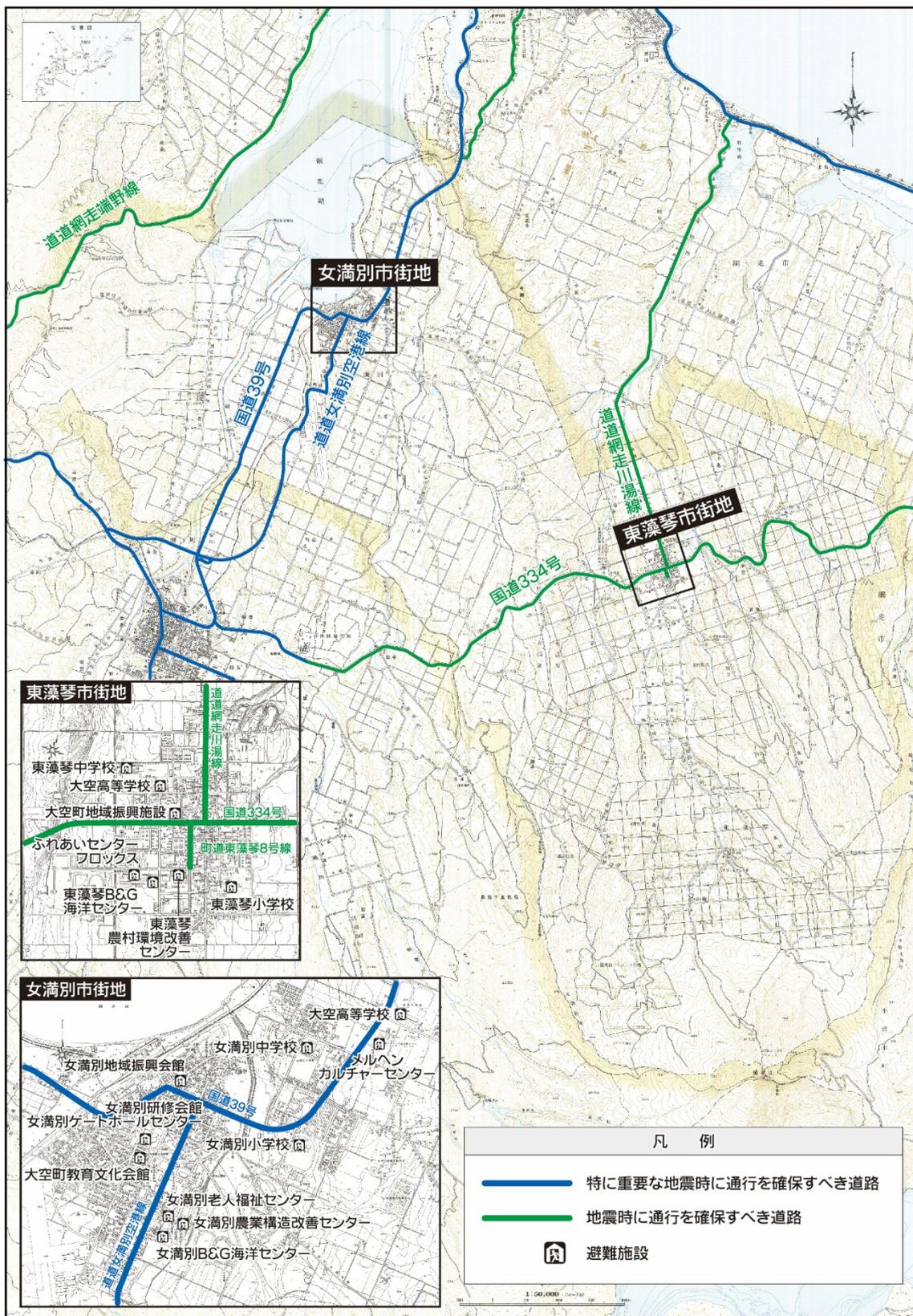


図6-3 地震時に通行を確保すべき道路

第7章 施策の展開方針

住宅・建築物の耐震化促進のため、住宅・建築物の所有者自身が意識的に地震防災対策に取り組めるように、相談体制や費用の支援を含めた耐震診断・改修促進に向けた環境整備、耐震に関する啓発・知識の普及、耐震診断・改修を行う人材の技術力向上、所管行政庁との連携の4つを柱として施策を展開していきます。

表 7-1 大空町の耐震化促進に向けた施策の体系

1. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備	(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備
	(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実
	(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援
	(4) 税の優遇制度に関する情報提供
	(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進
	(6) 空き家対策の検討を併せた住宅の耐震化率向上
2. 町民への啓発・知識の普及	(1) 地震防災に関するマップの更新・配布
	(2) 地震防災対策普及パンフレットの配布
	(3) 一般向けセミナー等の紹介
	(4) 自治会等との連携
3. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上	(1) 性能向上リフォームの推進
	(2) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介
	(3) リフォーム推進協議会との連携
4. 所管行政庁との連携	(1) 耐震改修促進法に基づく指導等
	(2) 建築基準法による勧告または命令
	(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加

7-1. 耐震化推進に向けた各主体の役割

大空町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅・建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて地方公共団体の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

(1) 大空町の役割

大空町は、町民に最も身近な基礎自治体として町民の取り組みを支援するとともに、町民の安全・安心を確保するために、安心して耐震診断・改修が行える環境整備や、地域の実情に応じた耐震化推進に向けた啓発及び知識の普及などに努めます。

また、各施策を実施する際には、国や北海道の支援制度の有効活用等、住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策等について、国や北海道と連携を図ります。

(2) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会の中で構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとしします。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとしします。

7-2. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

近年は、悪質リフォーム、アスベスト、耐震偽装など住宅を取り巻く社会的な問題が生じており、相談件数は増加傾向にあります。

これらの問題に対応するため、町では、相談窓口の設置を行います。なお、相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるように体制の整備を図ります。

■主な施策

- ・耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備

(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

住宅取得者などの消費者が多様な選択肢から自己のニーズを的確に実現できるように、(財)北海道建築指導センターと連携し、住まいやまちづくりに関する各種情報の提供を行います。また、インターネットを活用し、耐震診断・改修に関する情報を提供します。

■主な施策

- ・耐震診断・改修等に係わる情報提供（広報誌を活用した耐震改修ニュースなど）
- ・町のホームページ内に耐震診断に関する情報を提供（リンク集など）

(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については町民生活の基盤としてストック数も多く、また、耐震診断や改修にかかる費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者の支援の検討が必要です。

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与するものです。町では、木造戸建て住宅の無料耐震診断（簡易診断）の周知を行うとともに、住宅の耐震性能の向上に資する「大空町住宅リフォーム事業」「大空町商工業店舗改修・設備投資促進支援事業」に対して補助金を交付する施策を行い、耐震改修の促進を図ります。

■主な施策

- ・木造戸建て住宅の無料耐震診断（簡易診断）の周知
- ・大空町住宅リフォーム事業補助金交付
- ・大空町商工業店舗改修・設備投資促進支援事業補助金交付

(4) 税の優遇制度に関する情報提供

建築物の耐震改修工事を行った場合、税の優遇制度により減税措置を受けることができます。これらの減税措置は、建築物の所有者が耐震改修工事を行う動機になり得ることから、大空町では国による制度改正の情報等を把握しながら、建築物の所有者に対して最新の情報提供に努めます。

■主な施策

- ・住宅の耐震改修減税制度に関する最新の情報提供

(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下、家具の転倒などによる人的被害が多く発生しています。

大空町では、住宅・建築物の耐震化と併せて、家具の転倒・落下・移動防止、給湯設備の転倒防止、通電火災防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、ブロック塀の倒壊防止など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

○家具の転倒・落下・移動防止対策

阪神・淡路大震災では、住宅が全半壊を免れたにもかかわらず、家具が転倒により下敷きになりケガをしたり、室内が散乱状態のために延焼火災から避難が遅れたりしてしまうなどの状況が「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」（日本建築学会）で報告されています。

こうしたことから、家庭用家具、家電製品の地震時における転倒・落下防止策として、以下の対策について積極的に啓発を図ります。

- 1) 家具固定器具の設置
- 2) 家具連結金具の取付け
- 3) 扉開放防止器具の取付け
- 4) 家具類を安全な場所に設置（就寝場所・座る場所・避難経路に家具類が倒れないようにする）
- 5) ガラス飛散防止フィルムの貼り付け
- 6) 吊り下げ式照明器具の補助

○給湯設備の転倒防止対策及び配管等の設備の落下防止対策

東日本大震災により、住宅に設置されていた電気温水器が、アンカーボルトによる緊結が不十分等の原因で多数転倒したことを受け、平成24年に建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示が改正され、電気温水器だけでなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

こうしたことから、住宅・建築物における給湯設備の転倒防止対策や付属の配管等の設備の落下防止対策について積極的に啓発を図ります。

○通電火災の防止対策

大規模な地震などに伴う停電が復旧し、通電が再開される際に発生する火災のことを「通電火災」といいます。地震後、数時間から数日後に起きるのが特徴で、避難して無人となった室内から時間差で出火することから初期消火が遅れ、火災が拡大してしまいます。阪神・淡路大震災では、発生直後から被災地の広域で停電が起きました。地震後、1時間後以降に発生した火災の40%が「通電火災」だとみられています。東日本大震災においても、津波火災を除く地震の揺れによる出火の主な原因は電気に起因するものと考えられる旨の調査報告がなされています。

こうしたことから、通電火災の周知と感震ブレーカー等の設置の普及に努め、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。



感震ブレーカー普及啓発チラシ（経済産業省）

○窓ガラス・天井・外壁等の非構造部材の脱落防止対策

大規模な地震が発生した際には、住宅・建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、建物内のつり下げ天井など、住宅・建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により人的被害を発生させる危険性があることから、こうした被害を防止するため、以下の対策について所有者等に対し積極的に啓発を図ります。

- 1) 窓ガラスの飛散防止対策
- 2) 外壁タイル等の落下防止対策
- 3) 天井の崩落防止対策
- 4) 屋外広告物の落下防止対策

○地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

こうした被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保について啓発を図ります。

○ブロック塀の倒壊防止対策

平成30年の大阪府北部地震で発生したブロック塀の倒壊被害を踏まえ、地震発生時及び避難・救助・消火活動の安全性を確保し、被害を防止するため、所有者等に対し適切な維持管理や安全対策の必要性等についての周知を図ります。

■主な施策

- 建築確認申請時における天井崩落対策の確認（特定行政庁（北海道））
- ブロック塀の建築基準法構造基準規定の周知、所有者への指導
- 家具転落防止対策、耐震シェルター、通電火災に関する注意喚起についての情報提供
- 広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知

(6) 空き家対策の検討を併せた住宅の耐震化率向上

居住年数が長い住民においては、老朽化等による住宅の耐震性能に対する不安が高い一方、耐震診断で危険性が指摘されても耐震化に取り組む意向が低い傾向が強く、その理由として改修工事の費用負担が問題となる場合が多いものと推察されます。

このような状況を考慮し、住宅の耐震改修については引き続き促進していくほか、近年、クローズアップされている空き家対策について、今後の空き家の発生抑制や活用に向けた課題を踏まえ、建替えや除却という方法も視野に入れながら、「大空町空家等対策計画」における施策等を通じた取り組みとの連携を図り、危険空き家の対策や発生防止等により耐震化率の向上に向けた支援に関する情報提供を行います。

■主な施策

- 大空町住宅リフォーム事業補助金交付
- 大空町商工業店舗改修・設備投資促進支援補助金交付
- 大空町廃屋等解体撤去補助金交付
- 大空町住み替え助成金交付

7-3. 町民への啓発・知識の普及

(1) 地震防災に関するマップの更新・配布

地域において発生のおそれのある地震や、地震に伴う被害の可能性等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられる地震防災マップの提示が有効です。

本計画に基づいて作成している、地震防災に関する情報が記載された「揺れやすさマップ」等については、随時情報の更新を行い、パンフレット等により配布します。

■主な施策

- ・「揺れやすさマップ」の更新・配布

(2) 地震防災対策普及パンフレットの配布

建築物の地震防災対策に関する町民への啓発、知識の普及を図るため、災害に備えた日ごろの防災対策や、所有者等へは住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

北海道が作成している各種パンフレットを自治会やセミナー、イベントなどを通じて配布するとともに、特定建築物所有者に対しては説明会開催などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努めます。

また、北海道による住まいの総合情報「きた住まいるランド」を活用し、所有者や建築技術者のニーズに的確に対応した情報提供の充実に努めます。

■主な施策

- ・パンフレット等を活用した普及・指導の強化
- ・住宅・建築物の耐震診断・改修等普及啓発パンフレット等の周知
「耐震診断・耐震改修のススメ（平成25年 一般財団法人日本建築防災協会）」
「耐震改修促進法（平成25年 一般財団法人日本建築防災協会）」
「建築物の耐震改修事例集（令和2年 一般財団法人日本建築防災協会）」 など



(3) 一般向けセミナー等の紹介

住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、一般向けにリフォームセミナー等を紹介します。

また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対してリフォームセミナー等の紹介を通じて普及啓発を図ります。

■主な施策

- ・一般向けリフォームセミナー等の紹介

(4) 自治会等との連携

地震防災対策においては、地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において、自治会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、地震避難訓練の実施や自主防災組織の育成、消防団との連携など幅広い取り組みが必要です。

■主な施策

- ・自治会等との連携及び啓発
- ・パンフレット等を活用した普及・指導の強化
- ・地震避難訓練の実施
- ・自主防災組織等の育成

7-4. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上

(1) 性能向上リフォームの推進

住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、単独で耐震改修工事を検討するだけでなく、断熱性能の向上や増改築工事と併せて行うことが、効率的とされています。

既存ストック重視の住宅政策を推進していくためには、耐震性能の向上をはじめとしたバリアフリー性や省エネルギー性など、住宅性能の向上が求められます。

建築技術者や事業者に対しては、国や道、周辺市町村で開催されている勉強会の紹介等を行い参加の促進を図るとともに、建物所有者に信頼されるリフォーム業者の育成を図ります。

■主な施策

- ・性能向上リフォーム勉強会の紹介

(2) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等は多くはない状況にあります。

大空町では、北海道や地域の建築関係団体と連携し、講習会を関係者に紹介します。

また、北海道では、耐震診断・耐震改修等の講習会を受講した建築士等の専門家を把握し、名簿等を公表していることから、大空町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加を図ります。

■主な施策

- ・耐震診断・改修技術講習会の紹介
- ・講習会受講技術者名簿の公表（北海道ホームページ）

(3) リフォーム推進協議会との連携

近年、訪問販売などによる住宅リフォーム工事契約に伴う消費者被害が生じ、社会問題となっています。

北海道では、消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図るための方策の一つとして、行政や建築関係団体、消費者団体による「北海道住宅リフォーム推進協議会（以下、「協議会」という）を平成18年8月に設置しています。

大空町でも協議会及び、「(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター」と連携し、相談窓口への協力等により適切なリフォームの推進を図ります。

■主な施策

- ・北海道リフォーム推進協議会と連携した各種施策の実施

7-5. 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（大空町の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対して、以下の指導等の措置を適切に行います。

大空町においても、北海道と連携し特定建築物の耐震化の促進を推進します。

■主な施策

- ・ 特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁との連携）

対 象	<p>■指導・助言対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ・ 小学校・中学校：2階・1,000㎡以上 ・ 老人ホーム等：2階・1,000㎡以上 ・ 一般体育館：1,000㎡以上（階数要件なし） ・ その他の多数利用の建築物：3階・1,000㎡以上 ・ 道路閉鎖させる住宅・建築物 ・ 危険物を取り扱う建築物 <p>■指示・立ち入り対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般体育館：2,000㎡以上（階数要件なし） ・ その他の多数利用の建築物：3階・2,000㎡以上 ・ 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上 ・ 小学校・中学校：2階・1,500㎡以上 ・ 老人ホーム等：2階・2,000㎡以上 ・ 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上
実施内容	<p>(1) 特定建築物台帳の整備</p> <p>(2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すリーフレット、パンフレットを送付予定</p> <p>(3) 指示・報告徴収または立ち入り検査</p>
公 表	<p>特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。</p>

(2) 建築基準法による勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を行わなかった場合には、所管行政庁（大空町の場合は北海道）は、勧告または命令※を行うことができるとされています。

大空町においても、北海道と連携し必要な対応を行っていきます。

※ 建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。とされています。

■主な施策

- ・特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁との連携）

(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加

北海道では、北海道と各市町村との連携方策や、市町村・建築関係団体等の取り組みの情報交換、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置し、定期的を開催しています。

大空町においてもこれらの会議に参加し連携を図るとともに、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

■主な施策

- ・「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加による各種施策の推進

第8章 計画の推進に向けて

大空町では、住宅・建築物の耐震化の促進のために、以下の事項に配慮しながら計画を推進していきます。また、住宅・建築物の所有者（町民）、大空町、自治会、建築関係団体が相互に連携を図り、耐震化の促進に取り組みます。

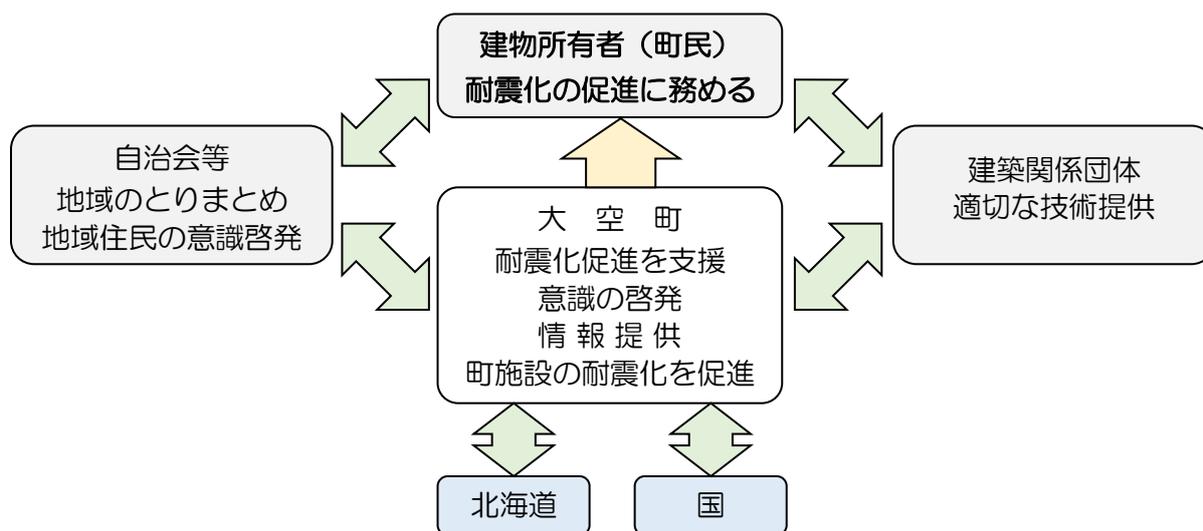


図 8-1 各主体の連携

(1) 行政と自治会等の住民との協働による町民意識の啓発

耐震改修を促進するためには、建物所有者による「自分の家は大丈夫だ」といった必ずしも正しくない認識が是正され、耐震化への関心を得る機会を設けることや、正しい知識を普及することが必要です。

また、現在の技術では、地震を完全に防ぐことができないため、地震による被災時の高齢者等の避難を含め、自治会が自主的に活動することが必要です。

こうした状況を踏まえ、自治会での説明会の開催や地震避難訓練の実施、自主防災組織の育成等行政と住民の協働による町民意識の啓発が必要です。

■主な施策

- 地震防災マップやパンフレットの配布
- 自治会等との連携
- 自主防災組織等の育成

(2) 住宅の耐震性能の確保

日常生活の中心となる住宅の耐震化は、被害軽減において特に重要です。

耐震診断・耐震改修は、所有者が自ら行う必要がありますが、これらの実施にあたっては、費用面での負担が妨げの一つの要因となっています。

大空町では、耐震改修を促進するために相談窓口を設置するほか、所有者の費用負担の低減を含む、住宅の耐震性能の向上に資する施策の検討を行います。また、広報等を活用することにより減税制度等の紹介を行い、より多くの町民への普及を図ることが必要です。

■主な施策

- ・相談窓口の設置
- ・木造戸建て住宅の無料耐震診断（簡易診断）
- ・住宅の耐震性能の向上に資する施策の検討
- ・広報等による減税制度等の紹介

(3) 行政と関係団体などが連携した技術者の技術力向上

大空町では、建築士や工務店等の専門技術者の耐震診断・耐震改修に関する知識及び技術力向上に向け、関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換、技術者の技術力向上を図ることが必要です。

■主な施策

- ・セミナーやリフォーム勉強会の紹介
- ・耐震診断、改修技術者講習会の紹介